

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 期日指定定期貯金												
2. 販売対象	・ 個人のみ												
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長3年 ・ 満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。) ・ 預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。 												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1,000円以上300万円未満 ・ 1円単位 												
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 自動継続後は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。 ・ 20% (国税15%、地方税5%) の分離課税。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・ マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 												
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>① 預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 預入期間が2年6か月以上の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table>	① 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	② 預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	⑥ 預入期間が2年6か月以上の場合	預入時の2年以上の利率×90%
① 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
② 預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%												
③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%												
④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%												
⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%												
⑥ 預入期間が2年6か月以上の場合	預入時の2年以上の利率×90%												

<p>10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県 J Aバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部または神奈川県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・預入日から 1 年経過後、1 万円以上 1 円単位で一部解約が可能です。